

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

法令名	土地区画整理法	根拠条項	資料番号	不利益処分の種類	担当課	都市計画課
			110-4	不利益処分の種類	催促手数料及び延滞金の徴収	
<p>土地区画整理法 (清算金の徴収及び交付)</p> <p>第百十条 施行者は、第百三条第四項の公告があつた場合においては、第百四条第八項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第百二条第一項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により徴収し、又は交付すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を附して、分割徴収し、又は分割交付することができる。</p> <p>3 第三条第二項から第四項まで又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付した場合においては、その利子を含む。以下同じ。）を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>4 前項の督促をする場合においては、第三条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の郵送に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>5 第三項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、第三条第三項若しくは第四項又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者は、国税滞納処分の例により、第三項に規定する清算金並びに前項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における清算金並びに督促手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>6 督促手数料及び延滞金は、清算金に先だつものとする。</p> <p>7 第四十一条第一項及び第三項から第五項までの規定は、第三条第二項の規定による施行者の徴収に係る第三項に規定する清算金並びに第四項に規定する督促手数料及び延滞金を督促状において指定した期限までに納付しない者がある場合について準用する。</p> <p>8 第四十二条の規定は、第三条第二項から第四項まで又は第三条の二から第三条の四までの規定による施行者が第三項に規定する清算金並びに第四項に規定する督促手数料及び延滞金を徴収する権利について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「前条第一項」とあるのは、「第百十条第三項」と読み替えるものとする。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	土地区画整理法	根拠条項	資料番号	不利益処分の種類	担当課	都市計画課
			110-4	不利益処分の種類	催促手数料及び延滞金の徴収	
<p>土地区画整理法施行令 (清算金の分割徴収又は分割交付) 第六十一条 法第一百条第二項の規定により清算金(法第一百一条の規定により相殺することができる場合においては、その相殺をした後の残額。以下本条において同じ。)を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利率は、年六パーセント(分割徴収する場合にあつては、年六パーセント以内で規準、規約、定款又は施行規程で定める率)とし、第一回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。 2 法第一百条第二項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金の徴収又は交付を完了すべき期限は、第一回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算して、五年以内とする。ただし、当該清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を五年以内に納付することが困難であると認められるときは、当該清算金の徴収を完了すべき期限は、十年以内とすることができる。 3 法第一百条第二項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該分割徴収又は分割交付に関し必要な事項は、前項に定めるもののほか、規準、規約、定款又は施行規程で定めるものとする。</p> <p>土地区画整理法施行規則 (賦課金等の督促手数料の額の限度) 第十七条 法第四十一条第二項及び第一百条第四項に規定する国土交通省令で定める額は、督促状一通につき郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第二十一条第二項に規定する定型郵便物で重量二十五グラムまでのものの料金の額に相当する額とする。</p>						